

資料2. 患者等の「事前指示」の 有効性等が争われた裁判例

事前指示の有効性が争われた裁判例

【裁判について】

東京地方裁判所 平成 19 年（ワ）第 28251 号 損害賠償請求事件（第一審）

判決日 平成 21 年 12 月 10 日（確定不明）

原 告 本人の長男、三男、四男、六男（原告以外の親族：妻、娘ら）

被 告 私立病院

【本人について】

死亡時 90 歳、男性（医師であり被告病院の創立者）

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

人工呼吸器の装着を早く行うべきであったかどうか（もともと本人は装着拒否していた）。

死亡（平成 17 年 12 月 25 日）の 12 日前に人工呼吸器を装着した

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

本人には判断能力の低下の証拠は特はない。家族間に診療方針について対立があった。

②問題となった意思表示

平成 17 年 11 月 22 日、本人は「家族も患者本人も、人工呼吸器、経管栄養、IVH といった治療は、元来希望していない」等を内容とする「治療に対しての患者家族の意思」と題する書面に署名した。なお、本人の妻、次男、二女、四女、及び被告病院の本人担当の医師もそれぞれ署名した。

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

判決文において明言はないが、過失の評価障害事実に位置づけられると思われる。なお、本人が「人工呼吸器の装着という医療行為を拒否するとの明確な意思を示している事情の下では、このような意思決定は、人格権の一内容として尊重されるべきである」との判示がある。

④本人に代わって意思表示を伝えた人：なし

【裁判所の判断】請求棄却

人工呼吸器の装着について本人の拒否が明確である事案：医師である本人が人工呼吸器の装着という医療行為を拒否するとの明確な意思を示している事情の下では、このような意思決定は、人格権の一内容として尊重されるべきである。

（なお、原告らを除く家族において、本人に確認しながら「治療に対しての患者家族の意思」と題する書面を作成している。同書面には「家族も患者本人も、人工呼吸器、経管栄養、IVH といった治療は、元来希望していない。」等と記載があるところ、この書面に本人も署名していた。）

【裁判について】

横浜地方裁判所 平成 28 年（ワ）第 4291 号 慶謝料請求事件（第一審）

判決日 平成 31 年 3 月 6 日（判決確定）

原 告 本人の唯一の子（原告以外の親族：不明）

被 告 独立行政法人 Z 機構

【本人について】

大正 12 年生まれ、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

大動脈弁狭窄症の治療のために入院中、容態が急変した本人に救命処置を実施しなかった。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

急変により意識不明

②問題となった意思表示

時期：死亡の前日 内容：原告が救命処置を行わない方針（DNAR）に同意した

形式：原告とやりとりの内容を医師が記載したカルテ（DNAR 同意書の作成はない）

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

原告：DNAR の意思表示をしていないのだから救命処置を行う注意義務があった。

被告：（裁判所採用）書面として同意書は作成していないが、口頭での同意はあったのだから、救命処置を行っていないことが注意義務違反とはならない（過失の評価障害事実）。

【裁判所の判断】請求棄却

・原告は、DNAR の同意書が作成されていないことを理由の一つとして DNAR の意思表示がなかったことを主張していたが、裁判所は、カルテの記載などから医師が原告に説明をしつつ対応を決めていたことが認められるとし、急変時対応をしないとのカルテ記録も、原告の同意をもとに決められた事項を記載したものと推認され、原告が DNAR に同意したものと認められる。

・同意書が作成されていないことについては、当該医師が全件で同意書を作成をしているわけではないこと、原告に繰り返し説明をして信頼関係があったために同意書を作成してもらわなかつた旨の医師の供述を理由に、書面がなくとも DNAR に同意した事実が認められると判断した。

【コメント】

DNAR の同意書が作成されていない場合でも、容態やリスク、合併症等についての説明を丁寧に行っていた経過の記録等を根拠に、本人の子による同意があったことを認定した事案

【裁判について】

京都地方裁判所 平成 27 年（ワ）第 3481 号 損害賠償請求事件（第一審）

判決日 令和 4 年 3 月 2 日（判決確定）

原 告 長女（病院がキーパーソンとして把握していたのは本人の妻と長男。次女もいる）

被 告 公立病院

【本人について】

昭和 10 年生まれ、男性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

ネフローゼ症候群の精査加療目的で入院中に、容態が悪化した患者に対し、救命のために気管挿管、人工呼吸管理を行わなかったことについて、事前に本人の同意があったと認められるか。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

気管挿管、人工呼吸管理が必要な時点においては、酸素飽和度が低下し、意識レベル JCSIII（痛み刺激に全く反応しない状態）にあったため。

②問題となった意思表示

時期：死亡の 6 日前 形式：口頭でのやりとりのみ

内容：医師が本人の妻及び長男に対し、「例えて言えば癌の末期に近い状態」「寿命を終えることを前提とした帰宅」と説明し、妻が退院に同意

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

原告：本人の同意がないのに気管挿管等をしなかったことが注意義務違反にあたる

被告：本人の同意を得ていたから注意義務違反はない

裁判所：本人の同意があったとはいえず、気管挿管をしないことは不適切であった

④本人に代わって意思表示を伝えた人：妻

【裁判所の判断】請求一部認容・一部棄却

・医師の説明内容について

医師から長男に説明された内容は、本人に死を覚悟すべき状態であったのかどうかも明確にされておらず、むしろ、一旦は自宅療養が可能であるかのような説明もしているのであって、本人に救命措置が必要となった場合にそれを望むかどうかを確認したものとは認められない。

・本人に直接意思を確認しなかったことについて

本人は死亡前日までは意識レベルの低下はみられず、その意思確認ができる状態であったのであり、長男を通じて説明をする場合であっても、最終的には医師が本人に確認すべきであった。

【コメント】

同意の主体の問題について、本人の意識レベルに問題がない場合には、家族を介してではなく、医師が本人に直接確認をすべき。また、同意を得る際の説明の内容については、本

人が死を覚悟すべき状態での救命措置についての選択であることを認識できる程度に具体的な説明をすべき。

【裁判について】

東京地方裁判所 平成 29 年（ワ）第 41591 号 損害賠償請求事件（第一審）

判決日 令和元年 8 月 22 日（確定不明）

原 告 長男、長女

被 告 医療機関（入院施設）

【本人について】

死亡時 87 歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

急変時の心臓マッサージ、気管内挿管

- ・急変時に心肺蘇生を行うべき注意義務があったか
- ・（前提の争点として）入院に原告長男が DNAR の意思表示をしたか

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

心不全（再発）に伴う呼吸不全

②問題となった意思表示

時期：死亡前日（心不全（再発）に伴う呼吸不全による再入院時）

形式：主治医が長男に口頭で意思確認、カルテ記載

内容：急変時 心臓マッサージ、気管内挿管などは行わない

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

被告：過失の評価障害事実として主張

④本人に代わって意思表示を伝えた人

長男

【裁判所の判断】請求棄却

- ・カルテ記載から、原告長男による意思表示（急変時に心肺蘇生はしない）の存在を認定。
- ・これに反する原告の主張（事前意思表示の事実の不存在）は、供述の信用性の観点から排斥。
- ・患者の DNR について原告長男の同意があり、急変時に心肺蘇生を実施しなかったことに注意義務違反はない。

【コメント】

家族による口頭の意思表示の有効性を認め、急変時に心肺蘇生を行うべき注意義務を否定した事案

【裁判について】

甲府地方裁判所 平成 29 年（ワ）第 477 号 損害賠償請求事件（第一審）

判決日 令和元年 11 月 26 日（控訴）

原 告 子（長男、次男、三男、長女）（その他親族：孫（亡四男の子））

被 告 医療機関（特養の往診医）

【本人について】

死亡時 81 歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

酸素療法、補液療法等

- ・速やかな救命措置として酸素療法等を行うべき注意義務があったか否か
- ・（前提の争点として）終末期医療における延命治療が求められる場面か、救急医療における救命措置が求められる場面かに争いあり。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

元々軽度認知症＋急性心筋梗塞による意識レベル低下

②問題となった意思表示

時期：死亡 2 カ月前（特養入所時） 形式：書面「終末期についての事前確認書」

内容：・最期を迎える場所「施設」にチェック有り

- ・終末期のケアの希望「施設で可能な医療（日中の点滴、低濃度の酸素吸入等）を行い自然の経過による死」にチェック有り、「病院での医療を希望（経管栄養・高カロリー輸液・酸素吸入・気管内挿管等）」にはチェック無し

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

被告：過失の評価障害事実として主張。

原告：・事前確認書の適用場面ではない（終末期と判断できない状況であった）

- ・過失の評価根拠事実として主張（点滴と低濃度酸素吸入の点）

裁判所の認定：認定事実の中で言及。過失論では直接的な言及無し

④本人に代わって意思表示を伝えた人

長男が署名

【裁判所の判断】請求棄却

- ・（前提の争点について）患者は死亡直前の状態であったと認定。
- ・死亡直前の状態に至った患者に対し「酸素療法等を含めては何らかの治療をしても改善が見込まれることは基本的になく、延命措置を希望していない患者に対しては、これらの措置を実施することそのもの患者にとって苦痛となる」として、酸素療法等を行うべき義務は認められないと判断。

【コメント】事前確認書の効力や内容には当事者間に大きな争いは無かったが、その適用場面か否かに争いがあった事案と整理できる。裁判所も、事前確認書を前提に「延命措置を希望

していない患者」と簡単に認定し、当該事案はこの事前確認書の適用場面であったと判断した。

【裁判について】

東京高等裁判所 令和元年（ネ）第 5189 号 損害賠償請求控訴事件（通し番号 5 の控訴審）

判決日 令和 2 年 8 月 19 日（判決確定）

原 告 子（長男、次男、三男、長女）（その他親族：孫（亡四男の子））

被 告 医療機関（特養の往診医）

【本人について】

死亡時 81 歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

酸素療法、補液療法等

- ・速やかな救命措置として酸素療法等を行うべき注意義務があったか否か
- ・（前提の争点として）終末期医療における延命治療が求められる場面か、救急医療における救命措置が求められる場面かに争いあり。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

通し番号 5 と同じ

②問題となった意思表示

通し番号 5 と同じ

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

控訴審では、事前確認書に関連する主張はほとんどなし

④本人に代わって意思表示を伝えた人

通し番号 5 と同じ

【裁判所の判断】原判決取消、一部認容（亡患者の慰謝料 200 万円）

- ・（前提の争点について）患者は衰弱していたものの、患者の呼吸状態や医師の対応（日勤帯への引継ぎなし）からは、患者の病態につき「どのような治療に対しても不可逆的な状態で改善の見通しがない状態にあったと認めることは困難」と認定。
- ・患者のカルテを閲覧して従前経過等を確認、必要に応じて酸素吸入等の応急処置、各種検査による病態把握と診断、必要に応じて隣接する病院に移送、他の医師への引継ぎ等の適切な医療処置を施すべき注意義務があったにもかかわらずそれを怠った、と過失を認定。
- ・救命し得た高度の蓋然性は否定したうえで、適切な医療処置が行われていれば死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性を認めた。
→ 控訴審は事前確認書について言及していないが、その適用場面（終末期）ではなかったと判断したと解される。

【コメント】

医学的にはおよそ救命可能性がない症例であっても相当程度の可能性理論により一定の慰謝料が認められる余地があるため、事前指示の効力や内容に大きな争いがない場合であっても、その適用場面が争点になり得ることを示唆する裁判例として注目される。この議論

を極力回避する方策として、たとえば、事前指示の中にその適用場面をより具体的に盛り込むことが有益か？等の問題提起につながる裁判例と思われる。

【裁判について】

大阪地方裁判所 令和4年(ワ)第845号 損害賠償請求事件

判決日 令和5年12月8日(確定)

原 告 二男

被 告 訪問看護事業者(株式会社)

【本人について】

86歳、男性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

自宅で倒れている本人を発見した家族から連絡を受けた訪問看護師が、家族に対して救急車を呼ぶように指示したため、本人が出動した救急隊から心肺蘇生を受け、搬送先の病院で死亡したこと。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

本人は口から泡を吹いて倒れているところ発見され意識なし

②問題となった意思表示

訪問介護事業所との契約の際、二男は「在宅での看取り」を希望する旨を意思表示(ただし、心肺蘇生処置の拒否などの具体的な希望までの表明はなし)。DNARに関する書面作成もなし。

③意思表示の要件(事実上の位置づけ)

利用者との契約内容(「急変時には救急搬送は要請せず、主治医に連絡をする」という債務)

④本人に代わって意思表示を伝えた人

二男

【裁判所の判断】請求棄却

「在宅での看取り」について合意はあったが、それ以上に心肺蘇生処置を拒否することや、救急要請をせず主治医に先に連絡することなど、DNAR やこれに関する具体的な希望まで伝えておらず、また DNAR 指示に関する書面も作成されていないことから、訪問看護事業者との間で DNAR 指示を含む合意がされたとは認められない。

【コメント】

・事前指示について争われる事案の多くは、延命処置がなされなかつたことの是非を問うものであるが、この事案は「(事前指示に反して) 救急搬送し延命処置が実施されたこと」の違法性を問う比較的珍しい事案である。

・契約時に「在宅での看取り」について合意されていたが、その意味するところについて、本人の家族は心肺蘇生処置をしないことと理解していたのに対し、訪問看護事業所として

は看取りに至るまでの具体的な処置についての意思確認はできていないとの理解であった点が問題の所在であったと考えられる。

- ・事前指示の文言が不明確・抽象的であると、異なる解釈の余地が生じるため、事前指示に従うか／従わないかの判断に大きなリスクを伴う可能性がある。

【裁判について】

第一審：東京地方裁判所 平成 29 年（行ウ）第 260 号 不認定処分取消等請求事件
判決日 平成 31 年 1 月 18 日（控訴）
原 告 リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の普及啓発等の事業を行う一般財団法人
被 告 国
控訴審：東京高等裁判所 平成 31 年（行コ）第 26 号、令和元年（行コ）第 125 号
判決日 令和元年 10 月 30 日
控訴人 一審被告
被控訴人 一審原告

【事案の概要】

原告の公益法人の認定申請に対し、内閣総理大臣は、原告の申請事業のうち、原告の発行する「リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）」の登録及び管理を行う事業について、これを公益目的事業と認めれば、延命措置等の中止等の判断に係る様々な要素の一部についてのみ国が積極的評価を与えたと認識され、尊厳死の宣言書の内容に従って延命措置の中止等を行った医師等が刑事を含む法律上の責任を問われかねない不安定な立場に置くことになるとして、「公益目的事業」とは認めない不認定処分をした。原告はこれを不服とし、国に対して不認定処分の取消しを求めた事案である。

【裁判所（控訴審）の判断】一審、控訴審とともに不認定処分の取消しに関する一般社団法人の請求を認容

- ・リビング・ウィルの存在が医師等の法律上の地位を不安定とするか判断するに際しては、患者の意思推定・患者の推定的意志に基づく延命措置の中止等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段としてリビング・ウィルが果たし得る積極的な役割をも考慮に入れる必要がある。
- ・親族間で治療方針に意見の相違がある場合、一方の親族が合理的に推定する患者の意思に基づいて医療行為を行った医師に対し、別の親族から事後的に責任を追及されるリスクがあるとの実態を前提とした上で、かかるリスクはリビング・ウィルの存在によって相当程度減少することが予想される。
- ・リビング・ウィルの登録管理事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」として公益目的事業に該当すると認められる。

【コメント】

リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の登録及び管理を行う事業に公益性が認められるかとの争点における判断過程において、リビング・ウィルが果たす役割について言及した裁判

例である。控訴審判決は、親族間で治療方針に意見の相違がある場合、一方の親族が合理的に推定する患者の意思に基づいて医療行為を行った医師に対し、別の親族から事後的に責任を追及されるリスクがあるとの実態を前提とした上で、かかるリスクはリビング・ウィルの存在によって相当程度減少することが予想されることから、リビング・ウィルはこれらリスクから医師等を守る手段として積極的な役割があることに触れている。

【事前指示の有効性が争われた裁判例】

適し番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・性別	原告と本人の關係(続柄)	他の親族の有無	被告の類型(医療施設、介護施設、公立、私立等)	問題となった医療行為の内容・時期	医療行為時の意思表示が困難な理由	問題となった意思表示の内容・時期・形式	意思表示の要件事実上の位置づけ	本人に代わって意思表示を伝えられた人がいる場合その人の権利の行使	請求認容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例ソフト
1	東京地裁	平成21年12月10日		平19(ワ)28251号	損害賠償請求事件	第一審	不明	90・男	長男、三男、四男、六男	本人の妻、娘ら	私立病院(本人は医師であり被告病院の創立者)	人工呼吸器の装着を早く行うべきであったかどうか。(もともと本人は装着拒否していた。死亡(平成17年12月25日)の12日前に人工呼吸器を装着した。)	本人の判断能力低下を示す証拠は特にない。家族間に診療方針について対立があった。	【時期】平成17年11月22日 【内容】本人は「家族も患者本人も、人工呼吸器、経管栄養、IVHといった治療は、元来希望しない」等を内容とする「治療に対する患者家族の意思」と題する書面に署名。なお、本人の次男、二女、四女、及び被告病院の本人担当の医師もそれぞれ署名。【形式】書面への署名	判決文において明言はないが、過失の評価障害事実に位置づけられると思われる。 なお、本人が「人工呼吸器の装着という医療行為を拒否するとの明確な意思を示している事情の下では、このような意思決定は、人格権の一内容として尊重されるべきであるとし、人工呼吸器を使用することができないという制約の下において、最大限の治療行為が尽くされてきたと評価し得ると判断。	なし	棄却	人工呼吸器の装着について本人の拒否が明確である事案。裁判所は、「医師である」本人が人工呼吸器の装着という医療行為を拒否するとの明確な意思を示している事情の下では、このような意思決定は、人格権の一内容として尊重されるべきであるとし、人工呼吸器を使用することができないという制約の下において、最大限の治療行為が尽くされてきたと評価し得ると判断。	ウエストロー
2	横浜地裁	平成31年3月6日	医療判例解説87号102頁	平成28年(ワ)第4291号	感謝料請求事件	一審	確定	大正12年生まれ/女性	本人死亡時、本人の生存している唯一の子	なし	独立行政法人Z機構	大動脈弁狭窄症の治療のために入院中、容態が変更した本人に救命処置を実施しなかった。	・約3年前の入院時には本人及び原告は「強心剤及び人工呼吸器は希望するが、心臓マッサージは希望していない」。 【今回の入院時には、病状のリスクや急変時の対応について、原告には説明がされているが、本人に説明をしたとの事情は出でていない)	【原告】DNARの意思表示を示していないのだから救命処置を行なう注意義務があった。 【時期】死亡の前日 【内容】原告(本人の子)が救命処置を行わない方針(DNAR)に同意した 【形式】原告がやりとりの内容で医師が記載したカルテ(DNAR同意書の作成はない) 【被原告】書面として同意書は作成していないが、口頭での同意はあったのだから、救命処置を行っていないことが注意義務違反は明らか(違法な行為ではない) 【裁判所】被告の主張を採用	【争点】 ・原告が急変した患者に救命処置を行なわなかったことが注意義務違反となるか。 【裁判所の判断】 ・原告は、DNARの同意書が作成されていないことを理由の一つとしてDNARの意思表示がなかったことを主張していたが、裁判所は、カルテ記載等からすれば医師が原告に説明をしつつ対応を決めたことが認められるとして、急変時対応をしないとのカルテ記載も、原告の同意をもとに決められた事項を記載したものと推察され、原告がDNARに同意したものと認められる。 ・同意書が作成されていないことについては、当該医師が全件で同意書作成をしないわけではなくこと、原告に取り返し説明をして信頼関係があったために同意書を作成してもらわなかた旨の医師の供述を理由に、書面がなくともDNARに同意した事実が認められるとして判断した。 (コメント) DNARの同意書が作成されていない場合でも、容態やリスク、合併症等についての説明を丁寧に行なった経緯等を根拠に、本人の子による同意があったことを認定した事案。	なし	棄却	【争点】 ・原告が急変した患者に救命処置を行なわなかったことが注意義務違反となるか。 【裁判所の判断】 ・原告は、DNARの同意書が作成されていないことを理由の一つとしてDNARの意思表示がなかったことを主張していたが、裁判所は、カルテ記載等からすれば医師が原告に説明をしつつ対応を決めたことが認められるとして、急変時対応をしないとのカルテ記載も、原告の同意をもとに決められた事項を記載したものと推察され、原告がDNARに同意したものと認められる。 ・同意書が作成されていないことについては、当該医師が全件で同意書作成をしないわけではなくこと、原告に取り返し説明をして信頼関係があったために同意書を作成してもらわなかた旨の医師の供述を理由に、書面がなくともDNARに同意した事実が認められるとして判断した。 (コメント) DNARの同意書が作成されていない場合でも、容態やリスク、合併症等についての説明を丁寧に行なった経緯等を根拠に、本人の子による同意があったことを認定した事案。	D1-Law
3	京都地裁	令和4年3月2日		平成27年(ワ)第3481号	損害賠償請求事件	第一審	確定	昭和10年生まれ/男性	長女(※なお、病院がキーパーソンとして把握していたのは本人の妻と長男)	妻、長男、二女	公立病院	ネフローゼ症候群の精査加療目的で入院中に、容態が悪化した患者に対し、救命のために気管挿管、人工呼吸管理を行わなかった。	【原告】本人の同意がなっていないに気管挿管等を行なったこと 注意義務違反にあたる。 【時期】死亡の6日前 【内容】医師が本人の妻及び長男に対し、「例えて言えば癌の末期に近い状態」 「寿命を終えることを前提とした宿宅」と説明し、妻が退院に同意 【形式】口頭でのやりとりのみ	【原告】本人の同意がなっていないに気管挿管等を行なったこと 注意義務違反にあたる。 【被原告】本人の同意を得ていたから注意義務違反はない 【裁判所】本人の同意を得ていていないのであれば、当時の医療水準に照らして医師のとする措置として不適切なものであったため。 【争点】 ・長男を通じて本人への説明内容について 医師から長男に説明された内容は、本人に死を覚悟すべき状態であったのかも正確にされておらず、むしろ、一旦は自宅療養が可能であるかのような説明もしているのであって、本当に救命措置が必要となった場合にそれを望むかどうかを確認してもらわなければ、その意思確認ができる状態ではなかったのであり、長男を通じて説明をする場合であっても、最終的には医師が本人の確認すべきであった。	一部認容・一部棄却	【争点】 ・気管挿管及び人工呼吸管理を行なうことについて、事前に本人の同意があったか。 【裁判所の判断】 ・長男を通じて本人への説明内容について 医師から長男に説明された内容は、本人に死を覚悟すべき状態であったのかも正確にされておらず、むしろ、一旦は自宅療養が可能であるかのような説明もしているのであって、本当に救命措置が必要となった場合にそれを望むかどうかを確認してもらわなければ、その意思確認ができる状態ではなかったのであり、長男を通じて説明をする場合であっても、最終的には医師が本人の確認すべきであった。	D2-Law		
4	東京地裁	令和元年8月22日	別冊ジュリスト258号198頁(医事法判例百選第3版)	平成29年(ワ)41591号	損害賠償請求事件	第一審	不明	死亡時87歳女性	子(長男、長女)	他の相続人なし	医療機関(入院施設)	急変時の心臓マッサージ、気管内挿管	心不全(再発)に伴う呼吸不全	【時期】死亡前日(心不全(再発)に伴う呼吸不全による再入院時) 【形式】主治医が長男に口頭で意思確認、カルテ記載 【内容】急変時 心臓マッサージ、気管内挿管などは行わない	【被原告】過失の評価障害事実として主張。 【裁判所】原告の主張(事前意思表示の事実の不存在)は、供述の信用性の観点から排斥。 ・患者のDNRについて原告長男の同意があり、急変時に心肺蘇生を実施しなかったことに注意義務違反はない。 (コメント) 家族による口頭の意思表示の有効性を認め、急変時に心肺蘇生を行なべき注意義務を否定した裁判例。	長男	棄却	【争点】 ・急変時に心肺蘇生を行なべき注意義務があったか ・(前提の争点として)入院に原告長男がDNARの意思表示をしたか 【裁判所の判断】 ・カルテ記載から、原告長男による意思表示(急変時に心肺蘇生はしない)の存在を認定。 ・これに反する原告の主張(事前意思表示の事実の不存在)は、供述の信用性の観点から排斥。 ・患者のDNRについて原告長男の同意があり、急変時に心肺蘇生を実施しなかったことに注意義務違反はない。 (コメント) 家族による口頭の意思表示の有効性を認め、急変時に心肺蘇生を行なるべき注意義務を否定した裁判例。	TKC

5	甲府地裁	令和元年11月26日	判時2472号25頁	平成29年（ワ）477号	損害賠償請求事件	第一審	控訴	死亡時81歳、女性	子（長男、次男、三男、長女）	孫（代親相続人、四男の子）	医療機関（特養の往診医）	酸素療法 補液療法等	元々軽度認知症 + 急性心筋梗塞による意識レベル低下	【時期】死亡2カ月前（特養入所時） 【形式】書面「終末期についての事前確認書」、長男が代理人として署名	【被告】 ・失敗の評価障害事実として主張。 【原告】 ・事前確認書の適用場面ではない（終末期と判断できない状況であった）。 ・過失の評価根拠事実として主張（点滴と低濃度酸素吸入の点）	長男	棄却	【争点】 ・迷いやかな救命措置として酸素療法等を行うべき注意義務があったか否か ・（前段の争点として）終末期医療における延命治療が求められる場面か、救急医療における救命措置が求められる場面かに争いあり。 【裁判所の過失判断】 ・（前段の争点について）患者は死亡直前の状態であったと認定。 ・死亡直前の状態に至った患者に対し「酸素療法等を含めては如何かの治療をしても改善が見込まれることは目的的ではなく、延命措置を希望していない患者に対しては、これらの措置を実施することのもの者にとって苦痛となる」として、酸素療法等を行うべき義務は認められないと判断。 （コメント）事前確認書の効力と内容には当事時間に大きな争いは無かったが、その適用場面か否かに争いがあった事実と整理できる。 裁判所も、事前確認書を前提に「延命治療を希望していない患者」と簡単に認定し、当該事案はこの事前確認書の適用場面であったと判断した。	TKC
6	東京高裁 審査請求5号の控訴審	令和2年8月19日	判時2472号18頁 民事判例23 2021年 前期・医事	令和1年（ネ）5189号	損害賠償請求控訴事件	控訴審	確定	死亡時81歳、女性	子（長男、次男、三男、長女）	孫（代親相続人、四男の子）	医療機関（特養の往診医）	酸素療法 補液療法等	元々軽度認知症 + 急性心筋梗塞による意識レベル低下	【時期】死亡2カ月前（特養入所時） 【形式】書面「終末期についての事前確認書」、長男が代理人として署名	控訴審では、事前確認書に記載する主張はほとんどなし	長男	原判決取消一部認容（亡者の慰謝料200万円）	通し番号5の控訴審 【裁判所の判断】 ・（前段の争点について）患者は衰弱していたものの、患者の呼吸状態や医師の対応（自動帯への繋ぎなし）からは、患者の病態にさき「どのような治療に対しても不可逆の状態で改善の見通しがない状態にあったと認めることが困難」と認定。 ・患者のカルテを閲覧して從前経過等を確認、必要に応じて酸素吸入等の応急処置、各種検査による病態把握と診断、必要に応じて階級等の適切な医療処置を施すべき注意義務があったにもかかわらずそれを怠ったと過失を認定。 ・救命を得た高齢の高熱は否定したうえで、適切な医療処置が行われていれば死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性を認めた。 （コメント）控訴審は事前確認書について言及していないが、その適用場面（終末期）ではなかったと判断したと解される。 ・医学的にはおそらく救命可能性がない症例であっても相当程度の可能性理論により一定の慰謝料を認められる余地があるため、事前指示の効力と内容に大きな争いがない場合であっても、その適用場面が争点になるとすると示唆する裁判例として注目される。この議論を参考回復する方策として、たとえば、事前指示の中にその適用場面をより具体的に盛り込むことが有益か？等の問題提起につながる裁判例と思われる。	TKC
7	大阪地裁	令和5年12月8日	判例タイムズ1527号207頁	令和4年（ワ）第845号	損害賠償請求事件	第一審	確定	死亡時86歳、男性	二男	妻、長男	訪問看護ステーションを営む株式会社	家族から連絡を受けた訪問看護師が、家族に対して救急車を呼ぶように指示したため、本人が出勤した救急隊から心筋梗塞を受け、搬送先の病院で死亡したこと。	本人は口から泡を吹いて倒れているところを見た者は意識を失った（ただし、心筋梗塞の原因などの具体的な希望までの表明はない）。 DNARに記載する書面を作成もなし。	訪問介護事業所との契約の際、二男は「在宅での看取り」を希望する旨を意思表示（ただし、心筋梗塞の原因などの具体的な希望までの表明はない）。 利用者との契約内容（「急時時に在宅での看取り」を希望する旨を意思表示（ただし、心筋梗塞の原因などの具体的な希望までの表明はない）。 本人は口から泡を吹いて倒れているところを見た者は意識を失った（ただし、心筋梗塞の原因などの具体的な希望までの表明はない）。 DNARに記載する書面を作成もなし。	二男	請求棄却	【争点】「在宅での看取り」の合意にはDNAR指示を含む合意が含まれるか。 【裁判所の判断】 「在宅での看取り」について合意はあったが、それ以上に心筋梗塞処置を拒否することや、救急要請をせざる主張に先に連絡することなど、DNARにこれに関する具体的な希望までは伝えておらず、またDNAR指示に関する書面も作成されていないことから、訪問看護事業者との間でDNAR指示を含む合意がなされたとは認められない。 （コメント） ・事前指示について争われる事案の多くは、延命処置がなされなかつたことは争をうながすのであるが、この事案は「（事前指示に反して）救急要請し延命処置が実施されたこと」の違法性を問う比較的珍しい事案である。 ・契約時に「在宅での看取り」について合意されていたが、その意味するところについて、本人の家族は心筋梗塞処置をしないことと理解していたのに対し、訪問看護事業者としては看取りに至るまでの具体的な処置についての意思確認はできていないとの理解であった点が問題の所在であったと考えられる。 ・事前指示の文言が不正確、抽象的であると、異なる解釈の余地が生じるため、事前指示に従うか/従わないかの判断に大きなリスクを伴う可能性がある。	判例秘書	

8	東京地裁 ／東京高裁	第一審：平成31年1月18日 控訴審：令和元年10月30日	判例タイムズ1471号68頁	平成29年（行）第260号	不認定処分取消等請求事件	第一審 控訴審で確定	<p>原告の公益法人の認定申請に対し、内閣總理大臣は、原告の申請事業のうち、原告の発行する「リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の登録及び管理を行う事業について、これを公益目的事業と認めれば、延命措置等の中止等の判断に係る様々な要素の一部についてのみ国が積極的評価を与えたと認識され、尊厳死の宣言書の内容に従って延命措置の中止等を行った医師等が刑事を含む法律上の責任を問わぬ不適切な立場に置くことになるとして、「公益目的事業」とは認めないと認定処分をした。原告はこれを不服とし、国に対して不認定処分の取消しを求めた事業。</p>	<p>【争点】 リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の登録及び管理を行う事業が「公益目的事業」に該当するか。 【裁判所の判断】 ・リビング・ウィルの存在が医師等の法律上の地位を不安定とするか判断するに際しては、患者の意思推定、患者の推定の意思に基づく延命措置の中止等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段としてリビング・ウィルが果たし得る積極的な役割をも考慮に入れが必要がある。 ・親族間で治療方針に意見の相違がある場合、一方の親族が合理的に推定する患者の意思に基づいて医療行為を行った医師に対し、別の親族から事後的に責任を追及されるリスクがあるとの実態を前提とした上で、かかるリスクはリビング・ウィルの存在によって相程度減少することが予想される。 ・リビング・ウィルの登録管理事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」として公益目的事業に該当すると認められる。 （コメント） ・リビング・ウィル（尊厳死の宣言書）の登録及び管理を行う事業に公益性が認められるかとの争点における判断過程において、リビング・ウィルが果たす役割について言及した裁判例である。控訴審判決は、親族間で治療方針に意見の相違がある場合、一方の親族が合理的に推定する患者の意思に基づいて医療行為を行った医師に対し、別の親族から事後的に責任を追及されるリスクはリビング・ウィルの存在によって相程度減少することが予想されることから、リビング・ウィルはこれらリスクから医師等を守る手段として総合的な効果があるとされています。</p>
---	---------------	----------------------------------	----------------	---------------	--------------	---------------	---	--

意思決定が困難な人の医療同意に関する裁判例

【裁判について】

東京地方裁判所 平成23年(ワ)第21913号 損害賠償請求事件(第一審)

判決日 平成24年9月27日(確定不明)

原 告 本人(原告以外の親族:夫と母)

被 告 私立病院

【本人について】

死亡時49歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

乳癌の手術中に行った乳房再建術が同意なしに行われたかどうか。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

手術の麻酔により意識がなかった。

②問題となった意思表示

乳癌の手術中に、原告の夫及び原告の母が乳房再建術の承諾をした。

③意思表示の要件(事実上の位置づけ)

判決文において明言はないが、被害者の承諾による違法性阻却事由に位置づけられると思われる。

④本人に代わって意思表示を伝えた人

夫と母

【裁判所の判断】請求棄却

- ・乳癌の手術自体は本人が同意して行っているが、手術中に乳房再建術が追加で必要と医師が判断し、これについて麻酔で意識のない本人に代わって夫と母が同意した事案。
- ・遊離脂肪弁移植を行うか否かの判断は、本件手術中に迅速に行わなければならないところ、原告の夫及び原告の母は、原告の意思を考慮して、原告の自己決定を代替し得る者である。

【裁判について】

東京地方裁判所 平成 23 年 (ワ) 第 21137 号 損害賠償請求事件 (第一審)

判決日 平成 24 年 12 月 20 日 (確定不明)

原 告 本人の子 3 名 (原告以外の親族: 不明)

被 告 私立病院

【本人について】

死亡時 78 歳、性別不明

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

中心静脈へのカテーテル挿入に家族の同意が必要かどうか。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

特になし

②問題となった意思表示

平成 17 年 10 月 5 日午後 4 時頃、医師が本人の同意を得て、左右鼠径部から中心静脈カテーテルの挿入 (CVC) を試みたものの、カテーテルを装着できなかった。なお、この同意について診療録に記載はない。

③意思表示の要件 (事実上の位置づけ)

判決文において明言はないが、被害者の承諾による違法性阻却事由に位置づけられると思われる。

④本人に代わって意思表示を伝えた人: なし

【裁判所の判断】請求棄却

- ・本人の同意はあったが家族の同意がなかった事案
- ・CVC を行う際は、細い針を用いて局所麻酔を行った上で、カテーテルを挿入するのであり、カテーテル挿入自体に痛みを伴うものではないから、本人に行われていた点滴と比して苦痛が大きいとはいはず、むしろ、CVC を行うことにより、末梢血管の確保が困難な状態の下で、点滴を行う毎に針を刺す必要がなくなることに照らせば、本件 CVC の実施が本件治療指針ないしはその趣旨に反するものであるとはいはず、必ずしも、原告らの同意を得た上で行うべきものであるとはいえない。(CVC は一定の危険性を伴うものであり、本人の同意を得て行う必要があるところ、医師は、本人の同意を得て本件 CVC を実施したものと認めることができる)

【裁判について】

東京地方裁判所 平成 25 年 (ワ) 第 872 号 損害賠償請求事件 (差し戻し後第一審)

判決日 平成 25 年 11 月 28 日 (確定不明)

原 告 本人の次男 (原告以外の親族: 夫、長女、三男)

被 告 私立病院

【本人について】

死亡時 82 歳前後、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

本人の左足壊死部分を切断しなかったことが過失ないし注意義務違反に当たるか。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

糖尿病意識障害。家族間に診療方針について対立があった。

②問題となった意思表示

平成 12 年 8 月 11 日、医師が左足壊死部分を切断等する予定であることを説明した。これに対し、本人の夫及び原告は、そんな危険なことはさせられないなどと述べてこれを拒否した。なお、長女と三男は医師の提案する治療を希望したが、意見の異なる原告との間で口論となり、家族らの間で意見はまとまらなかった。

③意思表示の要件 (事実上の位置づけ)

判決文において明言はないが、過失の評価障害事実に位置づけられると思われる。

④本人に代わって意思表示を伝えた人

次男 (原告)

【裁判所の判断】請求棄却

- ・本人の意思決定が困難な状況下において、家族が医師からの切断の提案を拒否していた事案
- ・原告は、東京西徳洲会病院において本人の左下肢の外科的処置に同意せず、被告病院においても 8 月 11 日に G 医師からの左足壊死部分の切断の提案を拒否し、その後も担当医の説得に応じなかったものと認められるから、被告病院の担当医が本人の左足壊死部分を切断しなかったことが過失ないし注意義務違反に当たるとは認められない。

【裁判について】

水戸地方裁判所 平成24年(ワ)第82号 損害賠償請求事件(第一審)

判決日 平成27年2月19日(確定不明)

原 告 本人の夫と3人の子(原告以外の親族:不明)

被 告 私立病院(公益社団法人)

【本人について】

死亡時56歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

平成23年2月16日、本人及び家族(夫と、3人の子)に説明をせず、その承諾を得ることなく本人に無呼吸テスト(人工呼吸を一定時間中止する等の方法によって自発呼吸の有無を確認する検査であり、臓器の移植に関する法律において、臓器移植をするための前提となる脳死判定を行う際になされる検査の1つ)を実施したこと。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

本件無呼吸テストを実施する直前において、深昏睡、瞳孔固定・瞳孔径左右4mm以上、脳幹反射の消失及び平坦脳波の各要件を満たしていたと認められ、意識を喪失していた。

②問題となった意思表示

本人や家族からの意思表示はない。

③意思表示の要件(事実上の位置づけ)

判決文において明言はないが、被害者の承諾による違法性阻却事由の不存在に位置づけられると思われる。

④本人に代わって意思表示を伝えた人:なし

【裁判所の判断】請求一部認容(このうち本件無呼吸テストの実施によって本人に生じた損害の慰謝料は、60万円と認定された)

- ・意識を喪失した本人につき、本人及び家族の承諾なく医師の判断で無呼吸テストを行った事案
- ・医師が、意識を喪失している患者に対して、身体に侵襲を及ぼす医療行為をするに際しては、患者の身近な家族で容易に連絡をとることができる者に対して接觸し、その者に対して当該行為に係る説明をし、その承諾を得てから当該行為を行うのが相当である。
- ・本件で行われた無呼吸テストは、自発呼吸の有無を確認するために人工呼吸を一定時間止めるものであり、身体に侵襲を及ぼすものである一方、本人の治療のためにこれを行うべき緊急性は認められない。
- ・担当医師は、本件無呼吸テストを実施するに際し、原告X1(本人の夫)に対し、その内容、利害得失等を説明し、その承諾を得てから行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったというべきであるから、同医師は、本人の人格的利益を違法に侵害したものとして、不法行為責任を負うというべき。

【裁判について】

東京高等裁判所 平成28年(ネ)第5668号 損害賠償請求控訴事件(控訴審)

判決日 平成29年7月31日(判決確定、上告棄却及び上告不受理決定)

原 告 本人の長女(原告以外の親族:長男、二女)

被 告 私立病院(宗教法人)

【本人について】

死亡時89歳、女性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

本人の長男(病院は家族のキーパーソンと認識)が延命治療を拒否した一方で、担当医が本人及び長女(原告)の意思確認をすることなく本人の延命措置を実施しなかったこと。

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

脳梗塞によりほとんど寝たきりで、呼びかけに対して反応することもあれば、開眼しても合視しないことや発語がないことも少なくなかった。

②問題となった意思表示

時期不明(掲載雑誌に該当表記なし)。本人の長男が延命につながる全ての治療を拒否した。

担当医が本人及び長女(原告)の意思確認をしなかった。形式不明(掲載雑誌に該当表記なし)

③意思表示の要件(事実上の位置づけ)

位置づけについて掲載雑誌に明確な表記はないが、裁判所は、被告法人の注意義務違反に関して、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」に照らして、本人にとって最善の治療方針を決定すべき注意義務には反していないと判断した。

④本人に代わって意思表示を伝えた人

長男(病院は家族のキーパーソンと認識)

【裁判所の判断】控訴棄却(病院らの勝訴を維持)

・脳梗塞により意思表示ができなくなった本人に帯する延命治療について、これを拒否する旨の家族の意向に基づいて治療を差し控えた医師の責任が、医師から延命措置についての意思確認を受けなかった別の家族により争われた事案

・本人は、延命措置について自ら意思決定することは困難であった。家族間において、本人の延命措置について、長男から否定的な考えが示されたのに対して、長女及び二女らからはこれに反対する意見が述べられたことはなかった。長男及びその妻において、延命措置について本人や長女が長男と異なる意見を持っていることを知りながら担当医に対してその内容をあえて告げなかったり、長女の意見をあえて聞かずに担当医に対して自らの意見を家族の総意として告げたりしたとは認められない。担当医は、キーパーソンであると認識した長男及びその妻に対して本人の病状や治療方針、延命措置について説明している。本件においてキーパーソンを通じて患者の家族の意見を集約するという方法が不合理であるとは認められない。

【裁判について】

山形地方裁判所 令和 3 年 (ワ) 第 75 号 損害賠償請求事件 (第一審)

判決日 令和 6 年 3 月 29 日 (確定不明)

原 告 子

被 告 公共団体が管理運営する病院

【本人について】

死亡時 69 歳、男性

【問題となった医療行為の内容・時期】(裁判の争点)

胆囊摘出術

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

手術中に予定していた術式を変更したため (腹腔鏡→開腹)。

②問題となった意思表示

H29.7.21 (手術日) に執刀医より手術の内容や合併症に関する説明をし、これを受けて本人は手術に同意

③意思表示の要件 (事実上の位置づけ)

説明義務違反

【裁判所の判断】請求棄却

医師は、本件手術に先立って、A (本人) らに対し、①腹腔鏡を用いた手術を予定しているが、腹腔内の状況により開腹となる場合があること、②創感染、肺炎、腸管運動不良、せん妄その他の合併症が起こり得ることを説明し、A は、この説明を受けて、本件手術を受けることに同意している。そうすると、A は、本件手術が開腹手術に移行する可能性があることや、健康に重大な影響を与える合併症を生じる可能性があることを認識しつつ、本件手術に同意したというべきであるから、C 医師が本件手術のリスクを十分に説明せず、A に本件手術を受けるかどうかの判断を誤らせたとはいえない。

【裁判について】

東京地方裁判所 令和元年（ワ）第32156号 損害賠償請求事件（第一審）

判決日 令和4年11月16日（控訴）

原告 本人（他の親族：母）

被告 精神科病院を開設している医療法人社団

【本人について】

入院時33歳、男性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

医療情報の第三者提供。自立支援施設を運営する会社の職員（D）から原告の状態の説明を求められたことに対し、病院が次のような説明をした。

- ・拘束が解除となり興奮なく経過していること
- ・拒薦なく会話も穏やかにできていること
- ・薬は気分を安定する薬と睡眠薬を使用していること
- ・原告の入院時の状態、治療経過、処方内容、原告が発達障害疑いであること

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

本人精神障害あり、病識なし

②問題となった意思表示

原告母からの明示又は黙示の同意（同意の有無についての時事認定レベルでの争いあり）

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

不法行為に対する違法性阻却事由

④本人に代わって意思表示を伝えた人

母（争いあり）

【裁判所の判断】請求一部認容

・被告がDに提供した原告の上記医療情報は、医師が患者との信頼関係に基づき入手した医療に関する個人の情報であり、一般的にプライバシー性が高い情報であるといえるから、患者の同意がない限り、正当な理由なく第三者に開示されないという利益が保護されている情報ということができる。

・被告は、医療保護入院の同意者である原告母からDへの情報提供について明示又は黙示に同意を受けていたと主張するが、医療保護入院の同意権者であったとしても、患者の医療情報を第三者に提供することについて同意する権限を有するものではなく、仮に原告母がDへの情報提供に同意していたとしても、原告の同意なしに原告の医療情報を提供することが正当化されるものではない。

・被告は、帰住先として挙げられている機関と連携（情報共有）をしないと退院に向けた活動ができないことから、実質的にも情報共有は必要であると主張する。しかし、仮にそうであるとしても、当該患者の承諾を得て情報提供を行えば足りるのであって、当該患者に明示的に確認した場合に同意を得られないことが見込まれるのであれば、そもそも当該機関への帰住について納得・承諾をしていないということであり、その段階で、患者の同意なしに患者が承諾もしていない帰住先候補に対して患者の医療情報を提供する必要性は見出しづらい。

【裁判について】

東京高裁裁判所 令和 4 年（ネ）第 5699 号 損害賠償請求控訴事件（通し番号 7 の控訴審）

判決日 令和 5 年 9 月 21 日（確定不明）

原 告 本人（他の親族：母）

被 告 精神科病院を開設している医療法人社団

【本人について】

入院時 33 歳、男性

【問題となった医療行為の内容・時期】（裁判の争点）

医療情報の第三者提供。自立支援施設を運営する会社の職員（D）から原告の状態の説明を求められたことに対し、病院が次のような説明をした。

- ・拘束が解除となり興奮なく経過していること
- ・拒薬なく会話も穏やかにできていること
- ・薬は気分を安定する薬と睡眠薬を使用していること
- ・原告の入院時の状態、治療経過、処方内容、原告が発達障害疑いであること

【意思表示について】

①医療行為時の意思表示が困難な理由

本人精神障害あり、病識なし

②問題となった意思表示

原告母からの明示又は黙示の同意（同意の有無についての時事認定レベルでの争いあり）

③意思表示の要件（事実上の位置づけ）

不法行為に対する違法性阻却事由

④本人に代わって意思表示を伝えた人

母（争いあり）

【裁判所の判断】控訴棄却

- ・控訴人がDの職員に対し被控訴人の診療経過、診断名等の医療情報を提供したことにつき、被控訴人の承諾があったとは認められず、業務上の正当な理由があったとも認められないから、その行為についても不法行為が成立する。

【意思決定が困難な人の医療同意に関する裁判例】

通し番号	裁判所	判決年月日	掲載雑誌	事件番号	事件名	審級	確定	本人年齢・性別	問題となった医療行為の内容	被告の類型 (医療施設、介護施設、公立、私立等)	意思決定が困難な理由	親族の有無	本人に代わって意思決定をした人の有無、いる場合は続柄	請求認容・棄却	裁判所の判断のポイント	使用判例ソフト
R6-1	東京地裁	平成24年9月27日		平23(ワ)219	損害賠償請求事件	第一審	不明	49・女	乳癌の手術中に行った乳房再建術が同意なしに行われたかどうか。	私立病院	本人は手術の麻酔により意識がなかった。 乳癌の手術中に、原告の夫及び原告の母が乳房再建述の承諾をした。	有	原告(本人)の夫・母	棄却	乳癌の手術自体は本人が同意して行っているが、手術中に乳房再建術が追加で必要と医師が判断し、これについて麻酔で意識のない本人に代わって夫と母が同意した事案 遊離脂肪弁移植を行うか否かの判断は、本件手術中に迅速に行わなければならぬところ、原告の夫及び原告の母は、原告の意思を考慮して、原告の自己決定を代替し得る者である	ウエストロー
R6-2	東京地裁	平成24年12月20日	医療訴訟判例データ ファイル(消化器内 科)	平23(ワ)211	損害賠償請求事件	第一審	不明	78・不明	医師が本人の同意を得て(カルテに記載な h l)中心静脈カテーテ ルの挿入(CVC)を試みた。家族の同意が 必要か。	私立病院	特になし	有(子3 名)	なし	棄却	本人の同意はあったが家族の同意がなかった事案 CVCを行う際は、細い針を用いて局所麻酔を行った上で、カテーテルを挿入するのであり、カテーテル挿入自体に痛みを伴うものではないから、本人に行っていた点滴と比較して苦痛が大きいとはいはず、むしろ、CVCを行うことにより、末梢血管の確保が困難な状態の下で、点滴を行う毎に針を刺すが必要がなくなることに照らせば、本件CVCの実施が本件治療指針ないしはその趣旨に反するものであるとはいはずも、原告(本人の子)の同意を得た上で行うべきものであるとはいえない (CVCは一定の危険性を伴うものであり、本人の同意を得て行う必要があるところ、医師は、本人の同意を得て本件CVCを実施したものと認めることができる)	ウエストロー
R6-3	東京地裁	平成25年11月28日	医療訴訟判例データ ファイル(説明義務)	平25(ワ)872 号	損害賠償請求事件	差戻し後 第一審	不明	82くら い・女	本人の左足壊死部分を 切断しなかったことが 過失ないし注意義務違反に当たるか。(医師 は原告である二男が切 断を拒否していたと主 張)	私立病院	糖尿病意識障害。 家族間に診療方針について対立があつた。	夫、二男 (原告)、長 女、三男	二男(原 告)		医師が左足壊死部分を切断等する予定であることを説明したのに対し、本人の夫及び原告がこれを拒否したとの医師の主張を事実と認定し、切断を行わなかつたことは過失ではないとした。なお、長女と三男は医師の提案する治療を希望したが、意見の異なる原告との間で口論となり、家族らの間で意見はまとまらなかつた。	
R6-4	水戸地裁	平成27年2月19日		平24(ワ)82号	損害賠償請求事件	第一審	不明	56・女	本人及び家族(夫と、 3人の子)に説明をせず、その承諾を得ることなく本人に無呼吸テ スト(人工呼吸を一定 時間中止する等の方法 によって自発呼吸の有 無を確認する検査であ り、臓器の移植に関する法律において、臓器移植をするための前提となる脳死判定を行う際になされる検査の1つ)を実施したこと	私立病院(公益社団法人)	本件無呼吸テストを実施する直前 において、深昏睡、瞳孔固定・瞳 孔径左右4mm以上、脳幹反射の消 失及び平坦脳波の各要件を満たし ていたと認められ、意識を喪失し ていた	夫と、3 人の子	なし	一部認容(このうち本件無呼吸 テストの実施に よって本人に生じた損害の慰謝 料は、60万円と認定された)	意識を喪失した本人につき、本人及び家族の承諾なく医師の判断で無呼吸テストを行った事案 医師が、意識を喪失している患者に対して、身体に侵襲を及ぼす医療行為をする際には、患者の身近な家族で容易に連絡をとることができ る者に対して接触し、その者に対して当該行為に係る説明をし、その承諾を得てから当該行為を行うのが相当である。 本件で行われた無呼吸テストは、自発呼吸の有無を確認するために人工呼吸を一定時間止めるものであり、身体に侵襲を及ぼすものである一方、本人の治療のためにこれを行うべき緊急性は認められない。 担当医師は、本件無呼吸テストを実施する際に、原告X1(本人の夫)に対し、その内容、利害得失等を説明し、その承諾を得てから行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったというべきであるから、同医師は、本人の人格的利益を違法に侵害したものとして、不法行為責任を負うというべき。	ウエストロー

R6-5	東京高裁	平成29年7月31日	医事法判例百選（第3版）	平成28年（ネ）第5668号	損害賠償請求控訴事件	第二審	上告棄却及び上告不受理決定	89・女	本人の長男（病院は家族のキーパーソンと認識）が延命治療を拒否した一方で、担当医が本人及び長女（原告）の意思確認をすることなく本人の延命措置を実施しなかったこと	私立病院（宗教法人）	脳梗塞によりほとんど寝たきりで、呼びかけに対して反応するともあれば、開眼しても合視しないことや発語がないことも少なくなかった。	長女（原告）、長男、二女	長男（病院は家族のキーパーソンと認識）	控訴棄却（病院らの勝訴を維持）	脳梗塞により意思表示ができなくなった本人に対する延命治療について、これを拒否する旨の家族の意向に基づいて治療を差し控えた医師の責任が、医師から延命措置についての意思確認を受けなかった別の家族により争われた事案	判例ソフト未掲載
R6-6	山形地裁	令和6年3月29日		令和3年（ワ）75号	損害賠償請求事件	第一審	不明	69・男	胆囊摘出手術の術中に術式を腹腔鏡から開腹に変更したこと	公共団体が管理運営する病院	手術中に予定していた術式を変更したため（腹腔鏡→開腹）。	子	棄却	医師は、本件手術に先立って、A（本人）らに対し、①腹腔鏡を用いた手術を予定しているが、腹腔内の状況により開腹となる場合があること、②創感染、肺炎、腸管運動不良、せん妄その他の合併症が起こり得ることを説明し、Aは、この説明を受けて、本件手術を受けることに同意している。そうすると、Aは、本件手術が開腹手術に移行する可能性があることや、健康に重大な影響を与える合併症を生じる可能性があることを認識しつつ、本件手術に同意したというべきであるから、C医師が本件手術のリスクを十分に説明せず、Aに本件手術を受けるかどうかの判断を誤らせたとはいえない。	判例秘書	
R6-7	東京地裁	令和4年11月16日		令和元年（ワ）第32156号	損害賠償請求事件	第一審		33・男（入院時）	医療情報の第三者提供病院が、自立支援施設を運営する会社の職員（D）に対し、原告の状態について以下の情報を提供したこと。 ・拘束が解除となり興奮なく経過していること ・拒食なく会話も穏やかにできていること ・薬は気分を安定する薬と睡眠薬を使用していること ・原告の入院時の状態、治療経過、処方内容、原告が発達障害疑いであること	精神科病院を開設している医療法人社団	本人精神障害あり、病識なし	有	母	一部認容	「被告がDに提供した原告の上記医療情報は、医師が患者との信頼関係に基づき入手した医療に関する個人の情報であり、一般的にプライバシー性が高い情報であるといえるから、患者の同意がない限り、正当な理由なく第三者に開示されないという利益が保護されている情報ということができる。」 「被告は、医療保護入院の同意者である原告母からDへの情報提供について明示又は黙示に同意を受けていたと主張するが、医療保護入院の同意者であったとしても、患者の医療情報を第三者に提供することについて同意する権限を有するものではなく、仮に原告母がDへの情報提供に同意していたとしても、原告の同意なしに原告の医療情報を提供することができるものではない。」 「被告は、帰住先として挙げられている機関と連携（情報共有）をしないと退院に向けた活動ができないことから、実質的に情報共有は必要であると主張する。しかし、仮にそうであるとしても、当該患者の承諾を得て情報提供を行えば足りるのであって、当該患者に明示的に確認した場合に同意を得られないことが見込まれるのであれば、そもそも当該機関への帰住について納得・承諾をしていないということであり、その段階で、患者の同意なしに患者が承諾もしていない帰住先候補に対して患者の医療情報を提供する必要性は見出しづらい。」	判例秘書
R6-8	東京高裁 ※R6-7の控訴審	令和5年9月21日		令和4年（ネ）第5699号	損害賠償請求事件控訴事件	控訴審	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	控訴棄却	「控訴人がDの職員に対し被控訴人の診療経過、診断名等の医療情報を提供したことにつき、被控訴人の承諾があったとは認められず、業務上の正当な理由があったとも認められないから、その行為についても不法行為が成立する。」	判例秘書

